

- 1 開催年月日 令和4年12月20日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時45分
  
- 5 出席した教育長及び委員  
花田 忠雄 教育長  
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）  
吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）  
笠原 陽子 委員  
佐藤 麻子 委員  
常陸 佐矢佳 委員
  
- 6 出席職員  
県立高校改革担当局長 杉山 正行  
副局長 江藤 政克  
総務室長 市川 秀樹  
行政部長 大場 勇人  
指導部長 濱田 啓太郎  
支援部長 古島 そのえ  
生涯学習部長 吉田 美和子  
企画調整担当課長 櫻山 周  
管理担当課長 高橋 敦  
県立高校改革担当課長 千葉 剛  
行政課長 増田 慎  
財務課長 山下 芳彦  
教職員企画課長 田村 暢  
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹  
厚生課長 伊藤 聡  
インクルーシブ教育推進課長 林 麻佐美  
参事兼高校教育課長 増田 年克  
高校教育企画室長 渡貫 由季子  
保健体育課長 富澤 桂子  
子ども教育支援課長 下反 達二  
学校支援課長 能條 直幸  
特別支援教育課長 片山 葉子  
生涯学習課長 信太 雄一郎  
文化遺産課長 菅原 一郎
  
- 7 提出議題 次葉のとおり
  
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

## 教育委員会 12 月定例会 会議日程

日時 令和 4 年 12 月 20 日（火） 9 時 30 分から  
場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室  
（オンライン会議システムを併用）

### 1 議事

#### 日程第 1

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 定教第 49 号議案 | 令和 5 年第 1 回県議会定例会への提案に係る申出について |
| 定教第 50 号議案 | 人事案件について                       |
| 定教第 51 号議案 | 人事案件について                       |

#### 日程第 2

- |         |  |
|---------|--|
| 報第 10 号 | 令和 4 年度 11 月補正予算（その 2）案に対する意見の申出について                       |
| 報第 11 号 | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について                      |
| 報第 12 号 | 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について           |
| 報第 13 号 | 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について                     |
| 報第 14 号 | 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について |
| 報第 15 号 | 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について  |
| 報第 16 号 | 人事案件について   |
| 報第 17 号 | 令和 4 年度 12 月補正予算案に対する意見の申出について                             |

### 2 協議・報告事項

- |      |   |
|------|---|
| 報告 1 | 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について                         |
| 報告 2 | 令和 4 年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望の状況について                     |
| 報告 3 | 県指定天然記念物及び名勝について                                    |
| 報告 4 | 神奈川県弁護士会からの「神奈川県立夜間定時制高校 6 校の生徒募集停止の再考を求める会長声明」について |

## 教育委員会12月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会12月定例会を開会いたします。  
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。  
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。  
本日の会議録署名委員でございますが、常陸委員を指名させていただきますので、よろしく申し上げます。

常陸委員 (了解)

教育長 本日の議題ですが、日程第1として「令和5年第1回県議会定例会への提案に係る申出について」ほか2件の付議案件がございます。  
また、日程第2として「令和4年度11月補正予算（その2）案に対する意見の申出について」ほか7件の報告案件がございます。  
さらに、協議・報告事項として「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」ほか3件の報告がございます。  
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第49号議案は、知事への申出に関する案件、また、定教第50号議案、定教第51号議案及び日程第2の報第16号は、人事に関する案件であります。  
よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと存じます。  
また、日程第2の報第10号及び報第17号、それから報第11号から報第15号までの各案件は、それぞれ関連する案件でありますので、続けて報告を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員

それでははじめに、進行の関係から協議・報告事項の報告1に入ります。

## 報告1

### 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について

説明者 櫻山企画調整担当課長

企画調整担当課長 ファイル08の「報告1」をお開きください。「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」です。今回は、前回ご報告させていただいた10月定例会以降の対応についてご報告させていただきます。

資料1/10ページをご覧ください。「1 県立学校及び市町村立学校の対応について」です。文部科学省から11月29日付け事務連絡「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」により飲食の場面における感染対策の取扱いが示されたこと等を踏まえ、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、11月30日に県立学校へ通知するとともに、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知しました。

詳細について、資料4/10ページをご覧ください。「参考1」として、11月29日付け文部科学省事務連絡のうち、飲食の場面等に関する部分を抜粋しております。「2. 飲食の場面における感染対策について」ですが、変更前の方針では「飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること」とされていましたが、当該記述が削除されました。また、3段落目ですが、「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話をすることも可能」とされました。「3. その他」の3行目をご覧ください。例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう通知が出ました。

5/10ページをご覧ください。文部科学省の通知を踏まえて、県教育委員会が作成しているガイドラインのうち、飲食の場面等に関する部分を抜粋したものです。「1 保健管理等についての改訂の主な内容」の「ア 学校におけるマスクの着用の考え方については、活動場所や活動画面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、適切に指導及び周知すること」を追記しました。また、「ウ」として「昼食時など食事場面では、換気を徹底した上で、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど、飛沫を飛ばさないような対応をとり、身体的距離が取れない場合は、会話を控えること。また、食事後に会話する際は、マスクを着用すること」としております。

資料1/10ページにお戻りください。「2 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応してい

きます。

2/10ページから3/10ページには、「別紙」として、県教育委員会における現在の教育活動等について、6/10ページからの「参考3」と10/10ページの「参考4」は、12月15日現在のデータをお示しておりますので、後ほどご覧ください。ご報告は以上です。

下城委員            それでは、質問がありましたらお願いいたします。笠原委員。

笠原委員            最初の資料の「1」のところで、文部科学省からの対処方針の変更で、飲食の場面におけるマスクの着用の仕方というのが、それぞれの学校現場の状況等々に応じて対応するというようになってきているようなのですが、現状として、どの程度県立高校や市町村立学校で、マスクの着用に関して、これまでの通知から変更になった後に変化があったのかどうか、つかまれている状況があったら教えていただきたいのですが。

保健体育課長        まず高等学校ですが、高等学校は以前から、教室の中でしっかり食べるということではなく、各々教室から出て、距離を十分に取って机を向かい合わせにしないということはやってまいりましたので、現状としては、この通知の特に高等学校の取扱いについては、安全に感染対策をして食事をとるというふうにしています。

子ども教育支援課長    小・中学校については、黙食については緩和の方向で多くの自治体が動いているところですが、まだ検討段階のところもあります。

笠原委員            それぞれの判断、状況にもよるところで、小・中学校では、教職員の新型コロナの感染者数も増えているというところで、まだまだ油断ができないところがあるのだと思いますが、この教育委員会の場で黙食についてできるだけ緩和できないのか、その時期がいつなのかということが議論されてきたと思うのですが、今回この通知によって、市町村立学校も県立学校もそうですが、ある一定の方向性というのが出たわけですが、少なくとも状況に応じて、子どもたちの不安等々ができるだけ高まらないような状況での対応に努めていただくことは、引き続きお願いしたいと思います。

下城委員            他にいかがでしょうか。

では私から。今、笠原委員からもご指摘がありましたが、黙食というのはこれまでの状況の中では仕方がないことだったと思いますが、やはり一緒に食べるというのは教育の一つの根幹でもあると思います。学校教育は、知識を学ぶということだけではないということですね。だから、全面的に黙食とか、あるいは全面的に黙食解禁ということではなくて、あくまでこれは教育なので、最終的には一人ひとりがきちんと考えて、根拠をもって判断できるというところまで落とし込むということ、これは高校でも小・中学校でもできることだと思います。今回の指針というのは、マスクをしなさい、黙食をしなさいというわけではないけれど、やはり会話するときは、食べる

きは机を向かい合わせにしないとか、飛沫が飛ばないように身体的距離を取るということはきちんと示してあるので、こういう形で大丈夫だと思われるところは、黙食ではなくて大声ではなくて、お話もしてよいですよというふうに緩めていくという、これは教育としては望ましい在り方ではないかなと思います。なので、世界的に見ると日本はまだマスクの習慣が残っている、それでよいと思うので、お店によっては「マスクをしてください」というお店があっても、あり続けても全然よいので、学校で、先生によって、状況によって、やはり「今は黙食にしようね」ということがあってもよいということですよ。全面的にもう黙食はしなくてよいというふうにするのではなくて、というふうに理解します。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

吉田委員

教育委員会の場で言うことではないのかもしれないけれど、ワールドカップとかいろいろなところを見ていても、もう世界中でマスクをしていないですよ。そういった中で、中国がもう本当に完璧な、場所を閉鎖してでもゼロコロナを目指すといったこと、何となく日本人として変だなと言っていたけれど、逆に日本人ではなくて、世界から見れば、日本のこのマスクというのも非常に奇怪な、だから2番目にその辺のところがおかしいというふうに思われているのは、中国の次は日本なのだとされているくらいだそうです。

文化の違いで、欧米の人たちというのは口元で相手の表情を見るらしい。だから、英語の絵文字というのは大体口の表現。日本だと目ではないですか。だけど欧米にしてみれば、目の表情というのはそれほど問題ではない。だから大統領だってサングラスをかけて出てくるのだよね。日本人は目を隠されると相手が何を考えているか分からないと思ってしまう。でも諸外国から見ると、口を隠しているということがそういうふうに表示される。だから口を隠すことをひどく嫌うらしい。だから早めにマスクも外す。考えてみれば日本は、何となく恥ずかしいときとか口を押さえて笑ったりとかという口を隠す文化があるけれども、向こうはそういったことはないし、口を大事にするから、30年ぐらい前から、何であんなに矯正を子どもの頃からしているのだらうと思うくらい、口の周りを大事にしているのだという感覚があるらしいです。だから、日本人は、何だかんだマスクをしている文化ですものね。だからその辺のところは、多少欧米と日本の感覚の違いがあるのかもしれない。ここで言うべきことかどうかわからないけれど。そういう形で、確かに絵文字で見ると、欧米の表現、我々の表現、感情を表すのに当たって目で見ると、口で見るとという点に関して、向こうから見るとオリエンタルというのは表情が分かりにくいのだというのは、こういった形なのかなとふと最近思ったので参考までに。だから、マスクを本当に外してよいよと言ってもなかなか外さないかもしれないし、基本的に、一ついいかげんにする人は何でもいいかげんにしているのだよね。マスクのことでそういうふうに臨機応変にやりましょうと言っている人は、手洗いもするし換気もするし、いろいろなところにも配慮しているので、私は非常にそのとおりでと思います。

下城委員

他にいかがでしょうか。常陸委員。

常陸委員 黙食がこのように緩和されるということは非常に喜ばしいことだと思うのですが、生徒たちも長く黙食やマスクなど、しっかりと感染対策を徹底してきたという習慣があつて、特に学年が下の生徒たちにとっては、もしかしたらストレスになることもまだあるかもしれないので、そのときはケアをしっかりすすめていただければというふうに思います。

下城委員 他によろしいでしょうか。  
それでは他にご質問がないようでしたら、次に報告2に移りたいと思います。

報告2 令和4年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望の状況について  
説明者 増田行政課長

行政課長 ファイル09をお開きください。「令和4年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望の状況について」ご報告します。ページ1/29をご覧ください。本件は、県内の公立中学校及び義務教育学校後期課程の卒業予定者を対象に神奈川県教育委員会が実施した、「令和4年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望調査」をまとめたもので、「調査期日」「調査対象」は、資料記載のとおりです。

集計結果のポイントとしては2点あります。まず【ポイント1】についてですが、1点目は、高等学校等への進学を希望する生徒の割合が前年度より上昇したことです。表1の総括表をご覧ください。表1の左「区分」の一番上、「卒業予定者総数」は67,984人で、前年度に比べ903人増加しました。そのうち「高等学校等進学希望者」は65,902人で、卒業予定者総数に占める構成比は96.9%となり、前年度の96.7%に比べ0.2ポイント上昇しました。その内訳ですが、「区分」の上から3段目、「高等学校（全日制）進学希望者」の割合は89.7%で、前年度の90.1%に比べ0.4ポイント低下、その下の段、「高等学校（定時制）進学希望者」の割合は1.2%で、前年度の1.1%に比べ0.1ポイント上昇、その下の段、「高等学校（通信制）進学希望者」の割合は4.2%で、前年度の3.7%に比べ0.5ポイント上昇しました。

ページ2/29をご覧ください。集計結果の【ポイント2】は、県内公立高等学校（全日制）への進学を希望する生徒の割合が前年度より低下したことです。表2をご覧ください。高等学校（全日制）への進学希望者の内訳ですが、表2の左「区分」の上から3段目、「県内 公立高等学校」への進学希望者の割合は76.3%で、前年度の77.4%に比べ1.1ポイント低下しました。一方、その下の段の「県内 私立高等学校」への進学希望者の割合は8.2%で、前年度の7.8%に比べ0.4ポイント上昇し、1段飛ばしていただき、その下の段の「県外 私立高等学校」への進学希望者の割合は4.5%で、前年度の4.3%に比べ0.2ポイント上昇しました。概要は以上です。

なお、今回の調査結果については、11月25日に県ホームページで公表し、生徒たち

への進路指導の基礎資料として活用されております。私からの報告は以上です。

下城委員

ご質問がありましたらお願いいたします。

では私からよろしいでしょうか。まず、令和3年度と比較して令和4年度の中学卒業予定者の数が全体として増えているということですよ。これは令和2年度以降、つまりまさに新型コロナ以降なのですが、神奈川県が、働き方を変えていこうということで、リモートワークということで、増えてきているということと関係があるのだと思います。その中で、全日制の希望は減っていると。これは、減っている分がちょうど通信制の増加に当たっているの、多分その部分だろうということだと思います。ただ一方で、定時制が減っていないですよ。専修学校などが減っているところを見ると、やはり経済的負担を考えたときに、経済的にコロナ禍で苦しんでいる家庭というのはますます増えていると思われるので、やはり公立で、あるいは私立離れみたいなこともあるのかと思いますが、ほんのわずかですけれども定時制が増えている、減ってはいないというところについて、お考えがあったらお聞かせいただければと思います。

高校教育課長

やはり不登校傾向があったり、なかなか上手く集団と馴染めない、そういった生徒が一定数はいると思っております。そういった生徒が通信制課程を選択されたり、あるいは定時制課程を選択されたりという形で進学をしていく。その数字は、一定程度は毎年生じているのかなという、そんな受け取り方をしています。今回は、特に0.1%の増ということなのですが、内訳を見ますと、後ろの方にいろいろな細かい表をつけてあるのですが、県立の方は前年よりも減少の傾向です。ページで言うと、20/29ページに細かい表が出ておまして、令和3年度、令和4年度というところで、それぞれ県立と横浜あるいは川崎、横須賀の市立と分けた表がありますが、県立においては、前年度、普通科、それから専門学科、総合学科、401、14、29という数字が並んでおまして、足し上げると444、そこが今年度は386、18、29ということで、全部足し上げると433ということで、11名の減、微減ですが、ほぼ同じぐらいの数。一方、市立の方が非常に今回増えておまして、市立は普通科、専門学科、総合学科を合わせると、令和3年度は298名になります。59、6、233という数字になります。それが今年度の希望を見ると77、8、272ということで、合計すると357ということで、かなり大きな数字になっているということで、市立の増というところが、今回のこの0.1%の増というところにはつながっているかなという分析をしているところです。ただいずれにしましても、冒頭申し上げたとおり、不登校傾向のある生徒などは、小集団で学べるということで定時制を積極的に選択していくという傾向がありますので、そこは今後もしっかりと見ていかなければいけないというふうに考えているところです。

下城委員

他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員

1番最後にある学校別の希望者を見ると、今後これを見て中学校の進路指導が始まっていくわけですが、正直なところ、募集定員に満たない学校がかなりあって、定員



が満たされないという状況がここ何年か続いています。とはいえ最初の総括表を見ると、県内の私立学校と県外の私立学校への希望者が増えているのですよね。つまり、この段階で既に公立ではなくて私学を選択していくという方向性、これは私学助成もあるということが考えられるのですが、県立高校を魅力ある学校にしていこうということで様々取り組んできている現状を考えると、この流れを所管課としてはどのように捉えているのかということをもっとお伺いします。

高校教育課長 私学の伸びは、ここ数年ずっと継続して進んできている状況です。今笠原委員からお話があったとおり、やはり私学助成がかなり充実してきたというのが一因というふうには考えております。一方で公立の方は、今回この時期、10月の調査結果から、実際最終段階の志願者数はかなり大幅に動きますので、この後も大きく動いていくだろうというところは、我々としては構えてはおります。とは言うものの、やはりかなり学校間でのばらつきが出てきている、これは事実です。ある程度、毎年人気校というか志願者が多い学校、これは今年も全く同じ傾向なのですね。そういった意味では、生徒たちが全県一区という中で自分の行きたい学校を選んで受検をするという中で、当然公立を第一希望にする生徒もいれば、私立を第一希望にする生徒もいるという状況で、本当に目指していく学校、そして自分が行きたいと思う学校を受検するというところは、ここ数年すっかり定着してきているなという思いです。そうは言いながらも、やはり志願者数の増ということでは、各学校がそれぞれの特色をしっかりと打ち出した上で広報していく必要があると思っておりますので、そういったところはしっかりと支えていきたいと思っております。

笠原委員 ここ数年、パシフィコ横浜で行っている全公立展がないですよね。そうすると、今は全県一区になっていて、各学校が情報収集して、自校の子どもたちの進路選択に十分な形で資料を揃えられるというわけでもない。塾等のところでそれを補完しているところもあると思うのですが、例えばそういう影響というものはあるのかないのか。あまりその辺は関係なく、生徒たちは自分なりに行きたいところを、情報を得てやっているという状況なのでしょうか。

高校教育課長 高校進学ガイド自体は、全県、全中学生に配布させていただくということで、また各学校、動画をホームページに掲載するということで対応はしてきているところで。そうは言っても、やはり夏の公私合同説明相談会のエントリーの数を見ますと、やはりまだまだ受検生は情報をすごく欲しがっているという傾向があるかと思えます。こここのところ、2年間継続して、パシフィコ横浜での全公立展はできていないわけですが、やはり1か所でいろいろな学校の資料を集めることができるという機会は、受検生にとっては貴重な場であるという捉え方をしておりますが、引き続き、そうは言いながらも、できない中で何ができるかというところでの工夫が必要だと思えますので、各学校、ホームページの充実等に取り組むようにというところは、引き続き働きかけてまいりたいと思っております。

下城委員 他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 全日制希望者の内訳で、県外国公立と県外私立が少しずつ伸びているのですが、もし分かれば教えていただきたいのですが、この県外というのは、主に東京都でしょうか。

高校教育課長 やはり東京都は隣接している関係もありまして、地域によってはかなり東京の私学を希望する生徒が多い地区もありますので、大多数は東京に流れるという傾向です。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、ご質問がなければ次に移りたいと思います。進行の関係から、日程第2の報第10号及び報第17号に移ります。

報第10号 令和4年度11月補正予算（その2）案に対する意見の申出について  
報第17号 令和4年度12月補正予算案に対する意見の申出について  
説明者 山下財務課長

財務課長 報第10号「令和4年度11月補正予算（その2）案に対する意見の申出について」ご説明します。ファイル番号04をお開きください。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和4年度11月補正予算（その2）案について、別紙のとおり知事から教育委員会の意見を求められましたが、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、同条第3項の規定により報告するものです。

4/4ページ「報第10号関係」をご覧ください。「令和4年度11月補正予算（その2）案について」の「債務負担行為について」です。この表は、教育委員会関係の債務負担行為の追加分を記載しており、県立学校空調設備整備費等の3件について、ゼロ県債を設定するものです。これは、建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和5年度当初予算案への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するための債務負担行為です。表中の「県立学校空調設備整備費」は、鶴見養護学校ほか4校の空調設備改修工事の設計業務を行うものです。次に「高等学校施設整備工事費」は、商工高校ほか4校の耐震補強及び老朽化対策工事、監理業務を行うものです。次に、「高等学校施設整備工事設計調査費」は、市ヶ尾高校校舎管理棟の耐震補強及び老朽化対策工事の設計業務を行うものです。「限度額」「期間」等については、資料記載のとおりです。以上で、報第10号の説明を終わらせていただきます。

なお、資料に記載はありませんが、この11月補正予算（その2）案については、11

月25日に議会に提案され、昨日議決されております。この資料の説明は以上です。

続いて、報第17号「令和4年度12月補正予算案に対する意見の申出について」ご説明します。ファイル番号07をお開きください。このことについて、地教行法第29条の規定に基づき、令和4年度12月補正予算案について、別紙のとおり知事から教育委員会の意見を求められましたが、急施を要したため、事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、報告するものです。

4/6ページの「報第17号関係」をご覧ください。「令和4年度12月補正予算案の概要」です。「1 総括表」ですが、今回の補正予算は、「令和4年度」欄の太枠「12月補正予算額」の最下段に記載のとおり、20億4,300余万円の補正をするものです。

次に「2 補正事業の概要」をご覧ください。はじめに「(1) 給与費」ですが、「令和4年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」を受けた給与改定に対応するため、給与費の増額を行うものです。次に「(2)」ですが、6/6ページの参考資料をご覧ください。この資料は、国の第2次補正予算の資料になります。資料に記載はありませんが、経過をご説明すると、本年9月に静岡県牧之原市において発生した、認定子ども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ亡くなられるという大変痛ましい事案を受けて、国は10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめて、令和5年4月から、幼稚園等のバスに安全装置の装備を義務付けることとしています。それを受けて、国の第2次補正予算が計上されたところです。資料中段の「事業概要」をご覧ください。「(1) 送迎用バスの改修支援」ですが、子供の送迎用バスへの安全装置の装備を支援するもので、「補助率」は資料記載のとおりです。「対象」ですが、「①」の安全装置の装備が義務化される幼稚園、特別支援学校だけでなく、「②」の義務化されない小学校、中学校等に対しても、支援を行う予算が計上されたところです。「(2) 登園管理システム支援」ですが、登園管理システムの導入に必要な経費を支援するもので、「補助率」等は資料記載のとおりです。「(3) ICTを活用した子供の見守り支援」ですが、ICTを活用した子供見守りサービスに資する機器等の導入に必要な経費を支援するもので、「補助率」等は資料記載のとおりです。

4/6ページにお戻りください。中段「2」の「(2)」「(3)」は、国の第2次補正予算を踏まえて、県教育委員会として補正予算を計上したものです。「(2) 公立幼稚園等安心・安全対策支援事業費補助」ですが、公立幼稚園等のスクールバスの安全装置の装備など学校設置者である市町村が講じる安全対策の強化に要する費用に対して補助を行うものです。次に「(3) 特別支援学校安心・安全対策事業費」ですが、県立特別支援学校のスクールバス等に安全装置を装備するものです。

5/6ページをご覧ください。「3 繰越明許費について」です。スクールバスの安全装置の装備の義務付けには1年間の経過措置を設けることとされているため、「公立幼稚園等安心・安全対策支援事業費補助」及び「特別支援学校安心・安全対策事業費」の2件について、繰越明許費を追加するものです。金額等については資料記載のとおりです。以上で、報第17号の説明を終わらせていただきます。

なお、資料に記載はありませんが、12月補正予算案については、12月7日に議会に提案され、昨日議決されております。私からは以上です。

下城委員            それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

佐藤委員            詳しくないので質問させてください。送迎に関するバスの義務化なのですが、文部科学省の資料に「送迎用バスの改修支援」「登園管理システム支援」「ICTを活用した子供の見守り支援」の三つの方法が示されていますが、これは三つのうちどれかをやるのが義務化されたのでしょうか。

財務課長            義務化されたのは、この資料で言うと「(1)送迎用バスの改修支援」の部分で、「対象」の「①」とありますが、幼稚園、特別支援学校について安全装置の装備が義務化されることになりまして、これに対する支援として、この「(1)」の補助事業が設けられたところです。「(2)」と「(3)」については義務ではないのですが、安全対策を設置者が講じる場合に支援をしていくというものです。

佐藤委員            では今回の補正は、この資料で「(2)」と「(3)」は入っていないけれども、「(1)」の分ということでしょうか。

財務課長            この国の補正予算の計上を受けて、県教育委員会として、「(1)」、それから「(2)」「(3)」についても計上しています。ただ、県立特別支援学校については、「(2)」と「(3)」については、学校自体が、対象となる幼稚部の方々が少ないということと、実際に送迎に際しては、保護者の方々から直接受け渡しなり確認をしているという実態がありますので、「(2)」と「(3)」の県立特別支援学校については、予算の計上はしていないという考え方で整理しております。

佐藤委員            それともう一つ、「公立幼稚園等」となっていますが、私立についてはどうなっているのでしょうか。

財務課長            同様に、私立の幼稚園についても義務化はされておまして、こちらについては、福祉子どもみらい局の方で、同様のスキームで予算計上しています。

下城委員            他にいかがでしょうか。吉田委員。

吉田委員            前に出たのかもしれないですが、今、電気代、燃料費、食費がどんどん値上がりして、なかなかそれが落ち着かないような形になっているかと思いますが、その辺の補正予算はどうなっていますか。

財務課長            給食費については、特別支援学校は今給食を提供していますので、6月補正予算の方で、保護者負担の軽減のための予算を計上しました。これは今年度末まで続く制度です。光熱水費については、やはり県立学校、電気代が相当高騰しているという状況にあります。前半の4月から7月までで対前年度比1.6倍になっているという状況もあ

りますので、9月補正予算で、その辺り不足がないように電気代等を措置しているところですが、今後も状況推移を見ながら、適切に対応していきたいと考えています。

下城委員 他にいかがでしょう。笠原委員。

笠原委員 報第10号についてですが、県立学校の空調設備整備、それから施設整備工事費の耐震補強工事、老朽化対策工事の進捗状況としてはどの程度まで進んでいるか、直接予算に関係なくて申し訳ないのですが、教えていただけますか。

財務課長 新まなびや計画に基づいて計画的に進めているのですが、耐震補強工事については、来年度までに概ね終了する見込みです。空調設備整備については、特別教室の空調設備を中心に整備しているのですが、令和6年度に完了する見込みとなっております。トイレ環境改善については、整備を進めているのですが、こちらは来年度に終了する予定となっております。

笠原委員 先ほどの吉田委員とも絡むのですが、この辺の予算額というのは、昨今の資材高騰で幅的には増えているのですか。

財務課長 そういったところも、徐々に上がっているというところは承知しているのですが、実際に積算する際には、直近の実勢価格などを踏まえながら積算しているところですので、予算もそういった面は反映して措置しているのですが、いくらとかそういうところは手元にないのですが、上がってきているということは聞いております。

笠原委員 分かりました。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告は以上とさせていただきます。

次に、報第11号から報第15号までの各案件に移ります。

報第11号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第12号 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第13号 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第14号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する  
条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

説明者 田村教職員企画課長

教職員企画課長 ファイル05「報第11～15号」をお開きください。「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」ほか4件についてです。報第11号から報第15号までは一連の案件ですので、まとめてご説明させていただきます。

1/188ページをご覧ください。1/188ページに記載の「報第11号」から「報第15号」までの条例の改正について、2/188ページに記載の報告理由にあるように、地教行法第29条の規定に基づき、知事が県議会に提案するに当たり、教育委員会の意見を求められましたが、議会の日程上、急施を要したため、教育長が事務を臨時に代理し、異なる旨の申出をさせていただきましたので、ご報告します。なお、本件については、令和4年第3回神奈川県議会定例会に12月7日付けで提案され、12月19日に議決されたことを申し添えます。

資料の5/188ページ以降が今回改正した条例となりますが、詳しくは、181/188ページ以降に改正の概要を記載しておりますので、181/188ページをご覧ください。「1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。「(1) 改正の趣旨」ですが、雇用保険法の一部改正により失業等給付が拡充されたことに伴い、失業者の退職手当に係る所要の改正等を行うものです。「(2) 改正の内容」及び「(3) 施行期日」は、資料記載のとおりです。

182/188ページをご覧ください。「2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。「(1) 改正の趣旨」ですが、本年10月13日の人事委員会勧告等を勘案し、職員の給料月額等について所要の改正を行うものです。「(2) 改正の内容」ですが、「ア 令和4年度の改定」として、「(ア) 給料月額」から「(ウ) 勤勉手当の支給割合」について、それぞれ資料記載のとおり改定するものです。「イ 令和5年度の改定」ですが、「(ア) 地域手当の支給割合」「(イ) 勤勉手当の支給割合」について、それぞれ資料記載のとおり改定するものです。

183/188ページをご覧ください。中段の「ウ 令和6年度の改定」ですが、教員及び警察官の給料表の適用を異にする異動に伴う、異動後の級の最高号給を超える部分の現給保障を廃止するものです。「(3) 施行期日等」については、資料記載のとおりです。

続いて、184/188ページをご覧ください。「3 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。「(1) 改正の趣旨」及び「(2) 改正の内容」の「ア 令和4年度の改定」については、ただいまご説明した職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例と同様の改正となります。「イ 令和5年度の改定」の「(ア) 総括校長職の管理職手当等」です。「a」について、管理職手当の支給対象に総括校長を加えるとともに、管理職手当の上限額を給料月額の100分の23に引き上げるものです。「b」について、期末手当において、管理職加算を知事部局や教育局事務局で総括校長と同等の管理職手当を受給している職員に合わせて規定するものです。「c」につ



いて報告するものです。

「2 第6回モニタリング調査」をご覧ください。調査内容ですが、「(1)」に記載のとおり、事業者は令和4年9月28日に県教育委員会及び横須賀市教育委員会職員の立会いの下、「①水質調査」から「④海藻分布・魚類調査」までの4項目について調査を行いました。続いて、「(2) 調査結果」をご覧ください。こちらは、調査結果報告書の概要をまとめたものです。まず、水・底質環境について、前回調査と同様に、一部項目の溶存酸素量、硫化物を除き、環境基準を満たしていました。二つ目の・(ポツ)、生物環境については、底生生物について、前回調査と比較し、種類数は増加していました。個体数は減少していたものの、2021年10月調査時と同程度でした。また、海藻について前回調査と比較し、種類数が減少していましたが、一般的な夏枯れ等の季節変動によるものと考えられ、海域環境としては悪化していないと判断されました。なお、3/3ページの「資料1」に、今回の調査で確認された海藻や魚類に関する写真を掲載しておりますので、併せてご確認ください。

それでは、1/3ページにお戻りください。続いて「3」ですが、以上の調査結果について、専門的見地から助言を得ることを目的に、令和4年11月17日に令和4年度第3回モニタリング調査報告検討委員会を開催し、協議を行った結果、次の「ア」、

「イ」が確認されました。「ア 今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。」「イ ただし、浚渫された消波堤内側の底質に係るデータについて、今後の経過を注視していく必要がある。」以上の2点です。

続いて「4 今後の予定」ですが、現状変更の許可条件のとおり、引き続き現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、事業者は、年間4回のモニタリング調査を、残り2年間継続して実施します。また、継続するモニタリング調査の結果、当該文化財の保存に相当程度の支障となると認められる場合、県教育委員会は横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請を行ってまいります。

最後に「5 その他」ですが、資料に記載のとおり、当該文化財の保存に係る情報の共有を図ることを目的に設置した県市等連絡会議について、令和4年10月14日に第5回会議を開催し、第5回モニタリング調査結果等の情報共有を行いました。また、今後も引き続きモニタリング調査の実施時期にあわせ、原則年間4回開催する予定です。

報告は以上です。

下城委員

それでは、質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは質問がなければ、報告は以上とさせていただきます。

次に、報告4に移ります。



神奈川県弁護士会からの「神奈川県立夜間定時制高校 6 校の生徒募集  
停止の再考を求める会長声明」について

説明者 千葉県立高校改革担当課長

県立高校改革担当課長 ファイル11の「報告 4」をお開きください。12月14日付けで、神奈川県弁護士会から「神奈川県立夜間定時制高校 6 校の生徒募集停止の再考を求める会長声明」が発表され、同月19日、教育長及び教育委員宛て、文書による送付がありましたのでご報告します。

2/2ページをご覧ください。声明の内容ですが、10月25日の教育委員会10月臨時会でご決定いただいた、県立高校改革実施計画（Ⅲ期）における夜間定時制課程の一部募集停止に関して、夜間高校を希望する生徒の中には、日中働いていたり、経済的困難を抱えた者もいることに鑑みると、これらの生徒にとっては、実質的に学ぶ機会が制限されることになりかねないこと。また、横浜翠嵐高校については、外国につながる生徒への手厚い指導を長年続けてきた実績を持つことなどから、特に多くの反対意見が寄せられ、普通科を新設したばかりの神奈川工業高校において、横浜翠嵐高校と同等の支援を実現することは困難であると指摘されており、これまで夜間定時制高校を支えてきた関係者らの意向を踏まえ、丁寧に進めることが必要であること。こうしたことから、困難な状況の中で高校での学習を希望する人々の教育を受ける権利が等しく十分に保障されるよう、横浜翠嵐高校をはじめとする県立の夜間定時制高校 6 校の生徒募集停止の見直しを含めて慎重に検討するよう求めるというものです。なお、弁護士会への回答等は求められておりません。説明は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。笠原委員。

笠原委員 過日、この件に関する請願が出されて、請願そのものは不採択になったわけですが、その折の議論の中でも、今後について確認させていただいたのですが、やはり今後に関しては丁寧に対応していくという中で、神奈川工業高校の方に移っていく際に、横浜翠嵐高校と同等の支援を実現することは困難である云々という辺りのところで、実際にそういったノウハウ等を、神奈川工業高校の中でどんなふうに継承し、より充実した内容にしていくのか、具体的な方法というか、何か進んでいることがあればお聞かせいただきたいのですが。

県立高校改革担当課長 Ⅲ期計画の公表後ですが、私の方でも神奈川工業高校を訪問させていただいて、今後準備を進める上で核となる総括教諭の先生方とも意見交換をさせていただいているところです。その中で、横浜翠嵐高校の夜間定時制課程の募集を停止して、神奈川工業高校に普通科を新たに新設するということで、外国につながるのある生徒が今後増えていくことが予想され、これまで以上に外国につながるのある生徒の支援を充実させ、きめ細かな支援を行っていく必要があることについて、先生方と認識を共有させていただいたところです。そうした中、意見交換を行った先生方の中には、

外国につながるのある生徒への取組を充実させていくことに、積極的なご意見などもいただいているところです。また、その後、12月7日の日ですが、神奈川工業高校での定時制普通科設置に向けた準備委員会を開催しておりますが、その中でも、横浜翠嵐高校の一部募集停止を受けて、心配されている学校関係者や、外国につながるのある生徒の支援団体があることから、この準備委員会の中で、外国につながるのある生徒への支援を充実させていくことを課題の一つとして受けとめて、しっかりと検討・準備を進めていくこと、こうしたことを確認しているところです。

笠原委員　やはり先生方、非常に前向きな先生方もいらっしゃる、積極的にやっという方もいらっしゃいますし、でも一方では、本当に正直なところ、実際自分自身がそういう指導のノウハウがないということに対しての不安感をお持ちになっている方も現実にはいらっしゃると思うのです。指導する側の先生が不安であるということは、指導を受ける側の子どもたちにとっても安心して受けられない状況もあるので、準備委員会も立ち上げていただいて、そういった心配、不安感を拭い去るような形で対応していくという話ですが、何か効果的なのとか、具体的なのとか、その辺りのところは考えていらっしゃるのですか。

県立高校改革担当課長　横浜翠嵐高校でそうした取組を充実していただいているということは承知しておりますので、神奈川工業高校の先生方が授業見学に行くこともできますし、そこで作られている教材についても、しっかりとどんな教材を作っていて、神奈川工業高校でもやはりそういった取組はされていますが、見習うべき点ですとか、そうした自分たちで取り入れられるべき点というところは、お互いに情報共有を図ることは可能かと思っています。そういったことも進めていこうということになっています。

笠原委員　時間があると捉えるのか、時間がないと捉えるのかというのはなかなか難しいところですが、限られた時間の中で適切にこういったことが移行できるように、是非丁寧な対応をお願いしたいと思います。

下城委員　他にいかがでしょうか。

今の笠原委員のご意見を受けて、横浜国立大学教育学部で教えていますが、愛川高校の在県クラスで学ぶ生徒たちの教材を作ろうということで、うちの学生を挙げて、この春学期なのですが、伺うという授業をしました。大変困難な中でも、ほとんど日本語の分からない生徒もいらっしゃるという中で、先生もご苦労なのですが、その先生の少しでも支援になるようにと、教材を作るということをやってきました。そういうことは、横浜翠嵐高校だけではなくて、今は愛川高校の例なのですが、在県クラスが16ぐらいありますよね。神奈川県というのは、横浜というのは、そういう外国にルーツのある、今問題になっているロシアとかウクライナも含めていろいろある。だからどこでもそれはやっているところなので、横浜翠嵐高校が非常にそのノウハウが高いというのであれば、それを全県で共有していくということが非常に大事なのだらうと思いますし、それから、弁護士会の会長声明の下から二段落目なのですが、「県教

委による県立高校改革実施計画においても、生徒一人ひとりのニーズに応じた学習内容や学習環境を提供すること、きめ細かな学習指導や、支援を必要とする生徒のための相談体制、社会的・職業的な自立に向けての支援体制の一層の充実に取り組むとされていますが」というところですね。まさに、そういうためにこの県立高校改革実施計画というのを進めてきた。より良くするために、必要な再編・統合も含めて行っていくという。決して何かをなくすというふうには思っていないので、より良い形に発展的に進めていくという中で夜間定時制高校を踏まえた改革なのだと思いますので。「丁寧に進めることが必要です」と言われているので、一層丁寧に進めなければいけないということですよ。一層丁寧に進めていくという中で、関係者らの意向もより踏まえて実施していくということなのだろうと思いますので、今も言いましたが、全县を挙げて取り組むという形で進めていっていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員

今、下城委員が言われた、他の高校でも、外国につながるのある生徒の日本語教育に対する支援は行われているというお話なのですが、10月臨時会の前に、関係団体からいろいろなご要望を教育委員会に対し、あるいは教育委員個人に対してもいただきました。その中に、横浜翠嵐高校の定時制の特徴として、教科としての日本語教育の他に、「取り出し授業」の実施、母語保障教育あるいは教科の設定、それと学校外の多様な団体との連携ということが書かれていたと思いますが、それらのことは横浜翠嵐高校の定時制だけの取組なのか、それとも他の学校でも同様の取組がなされているのか、お伺いします。

県立高校改革担当課長

今、佐藤委員からお話のあったとおり、横浜翠嵐高校以外にも、先ほど下城委員の方からも、全日制の高校でも在県の特別枠があって、県内にたくさん外国籍の方がいらっしゃって、そこで受入れ枠も設けて、しっかりとそうした学びの保障をしているというお話がありましたが、今回の夜間定時制に関しても、横浜翠嵐高校以外にも、ほとんどの学校にそうした外国につながるのある生徒はいるところです。その中で、やはり生徒が多いところであれば横浜翠嵐高校のように、ある面、日本語の能力に応じたクラス分けというものはありますが、数人程度しかいないところであれば、しっかりと取り出しという形で、個々に当たった授業というものを展開しています。当然、ルビをふったりですか、そういった対応もしているところです。また、学校によっては自由選択科目として、国語関係、日本語関係の学校設定の科目というのを設けて対応しております。また、外国につながるのある生徒が多い学校では、多文化教育コーディネーター、こういったコーディネーターを配置して、外国につながるのある生徒を支援している団体とつなぐ取組、こうしたものもやっているところです。

佐藤委員

各校で様々な取組をされているということですが、横浜翠嵐高校定時制については20年間の歴史があり、また現実に数多くの外国につながるのある生徒が入学されてきている。つまり、定評があるから入学してきているという実績があると思いますの

で、そういうプログラムであるとかカリキュラムとかノウハウというのを、今の段階から各校で共有していただいて、活用していただければと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。

教育長 私からよろしいでしょうか。今回、神奈川県弁護士会から会長声明という形で、今報告があった内容の指摘がありました。教育委員会として、なぜ夜間定時制課程を6校募集停止するに至ったかということ、改めて確認させていただきたいと思います。

今、夜間定時制の定員は、市立を含めると大体1,900人ぐらいありますが、入学者数は大体、暦年で見ると800人から600人ということで、議会答弁でも私申し上げましたが、定員に占める入学者の割合は3割まで減少しているということでもあります。仮に今回、6校の募集停止を行うわけですが、神奈川工業高校の普通科をどれだけ増やすか、それを度外視したとしても、単純に6校の定員を除外しても、1,400名ぐらいになります。したがって、先ほど中学校の卒業者の動向という説明でもありましたが、定時制については大体微増とはいっても横ばいという傾向がありますので、この傾向はしばらく続くのだらうと。そうすると、受け皿全体のパイからすれば、まだまだ受ける余地というのはありますので、学びの保障、これは教育委員会としても最も大事にしているところでありますが、定時制で学びたいという生徒が受け入れられないということは、数字を見てもこれは大丈夫かなということで、6校の募集停止を考えたところでもあります。

次に、6校の募集停止、どこをとということについては、これは10月臨時会でもお話ししましたが、地域バランス、どこにお住まいであっても、1時間でどこかしらの定時制に通える、この視点で整理をしました。横浜翠嵐高校については、横浜の普通科、希望ヶ丘高校と横浜翠嵐高校があるわけですが、限られた人材を適正に配分することから、既に工業系での定時制を持っている神奈川工業高校に普通科をもつてくることによって相乗効果も狙える、さらには神奈川工業高校は、交通利便性が極めて高い。横浜翠嵐高校と比べて高いということから、神奈川工業高校にもっていった。したがって、横浜市内でいけば、普通科は神奈川工業高校と希望ヶ丘高校を維持することですので、そういう点では学びの保障、さらに通学の利便性、これを配慮して提案させていただき、議会のご審議を経て、教育委員会で決定させていただいたということです。

さりとて、こういった弁護士会からも意見をいただいていますので、今後こうした考え方をしっかり説明すると同時に、県立高校改革担当課長からもお話がありましたが、今後の募集停止に向けて、時間があるようでないわけですがけれども、その中でしっかりと横浜翠嵐高校で自負されているノウハウがあるのであれば、それを神奈川工業高校をはじめ、他の普通科にもしっかりと伝承していく。そういったものというのは、教育委員会としても特色ある取組を全県展開して、全体を底上げしていくのだと。下城委員からお話がありましたが、その考え方でいきますので、横浜翠嵐高校で、是非こういう特徴ある取組、他の定時制高校でもやってほしいということであれ

ば、しっかりと横浜翠嵐高校と手を携えて対応していきたいと思ひます。

引き続き、こういった様々なご意見があります。これは再編・統合に関しても同様にご意見がありますが、こういったものに関して、私どもとしては引き続き真摯に対応していくと同時に、やはりそういった方々の声に耳を傾けて、我々の真意をご説明する、さらに良い取組はしっかりと継承していく、こういう視点に立って進めてまいりたいと思ひますので、引き続き委員の皆様方のご協力をお願いしたいと思ひます。

下城委員 他にいかがでしょうか。吉田委員。

吉田委員 教育長の話をして聞いていて、もっともだなと感じました。考えてみればいろいろな意見、一見反対意見みたいな形に聞こえるかもしれないけれど、でもそれは、この夜間定時制を目指す子どもたちがいかに良くなるかを目指していることであって、そこにいろいろな方法、いろいろな取組があつていいわけであつて、ここを大事にするためにどうやっていくかということをも改めて考えてやっていくという形が私は一番大事だと思ひ、仮に今回統合された後、これで終わりましたというのが我々の役目ではなくて、その後どうなつているか、その後きちんと運営されていくかということをも、きちんとフォローアップするというのも我々の大事な役目かなということを感じましたので、是非そういった視点で教育委員会、適切に判断していきたい、そんなふうを感じました。

下城委員 他にいかがでしょうか。常陸委員。

常陸委員 一点ご質問なのですが、一部報道の中で、県教育委員会が募集停止の理由として校舎の老朽化を挙げているというところがあつたのですが、この辺りというのは、これまでどのようにご説明されてきた部分なのでしょうか。

県立高校改革担当課長 県議会、文教常任委員会の質疑の中で、横浜翠嵐高校の現状ということの中で、やはり横浜翠嵐高校、昭和30年代とか40年代に建てられた建物で、今老朽化対策の工事もやっていますが、現状としてそういった状況があるというようなご説明はさせていただいた上で、理由としてはやはり先ほど教育長がおっしゃられたとおり、交通利便性のところが主な要因の中で、横浜中心部を通学圏とする生徒の中では、やはり神奈川工業高校の方が通いやすい環境、また夜の時間帯でも、やはり20分間そういった暗い道を歩くよりは、ある程度平坦で人通りの多い道を最寄りの駅に通えるようなところが良いのではないかとということをご説明をさせていただいておりますので、何か、校舎が古いから、当然今全日制の生徒もいらっしゃいますので、そこが大きな理由ということではありません。

常陸委員 今現在、全日制の生徒たちが何かその不安を感じながら校舎で学ぶということは特にはないということで、そこは確認をさせていただければと思ひていましたが、問題はないということですね。

県立高校改革担当課長 はい。

下城委員 よろしいでしょうか。それでは他にご質問がないようでしたら、以上とさせていただきます。

次に、日程第1の定教第49号議案に移ります。

ただいまから、非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として県立高校改革担当局長、副局長、総務室長、指導部長、支援部長、企画調整担当課長、管理担当課長、保健体育課長、学校支援課長を指定します。

(10時44分非公開の会議に入り、11時46分公開の会議に戻る)

下城委員 それでは、閉会について教育長にお願いいたします。

教育長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしましたので、教育委員会はこれにて閉会とさせていただきます。

令和4年12月20日

会議録作成者 書記 中村 怜

## <非公開会議審議等結果>

### 日程第1

#### 定教第49号議案

- ・ 学校支援課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第50号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第51号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

### 日程第2

#### 報第16号

- ・ 教職員人事課長から報告の後、質疑を行った。